

福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、近年発生している大地震において、多くの住宅・建築物が倒壊するなどの甚大な被害が生じていることを鑑み、県民の生命・財産等を守るため、県、市町村及び関係団体が一体となって、住宅・建築物の耐震化に関する課題や情報の共有及び取組の検討を行うことで、耐震化を推し進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) 住宅・建築物の耐震化に関する課題及び情報の共有
- (2) 住宅・建築物の耐震化に関する取組の検討
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる福岡県、市町村及び関係団体で構成する。また、必要に応じて、別表に掲げる以外の者を会員に加えることができる。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長は福岡県建築都市部長、副会長は同部次長及び福岡市住宅都市みどり局建築指導部長をもって充てる。

(職務)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長を務める。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 事務局は福岡県建築都市部建築指導課に置く。

(会議)

第8条 協議会は毎年1回開催し、また、必要に応じて随時開催する。

- 2 協議会は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会を円滑に推進するために、木造住宅耐震化部会及び所管行政庁部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 木造住宅耐震化部会の部会長は福岡県建築都市部住宅計画課長、所管行政庁部会の部会長は同建築指導課長をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し、会議の議長を務め、副部会長を指名することができる。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- 5 部会は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求めることができる。

(補則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月30日から施行する。

別表(第4条関係)

福岡県	
市町村	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
関係団体	福岡県建設業協同組合
	(一社)福岡県建設業協会
	(公社)福岡県建築士会
	(一社)日本建築学会九州支部
	(一社)福岡県建築士事務所協会
	(一社)福岡県住宅リフォーム協会
	(一財)福岡県建築住宅センター
	(一社)日本建築構造技術者協会九州支部
	(独法)住宅金融支援機構九州支店
	(一社)福岡県エクステリア建設業協会
	全九州コンクリートブロック工業組合